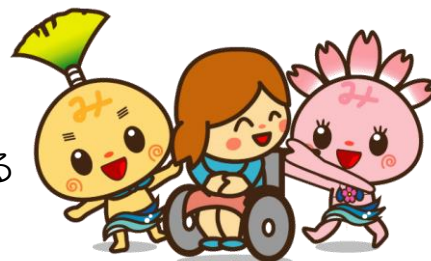


障害者虐待防止法について

●障害者虐待防止法とは？

正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。虐待によって障がいのある人の尊厳や権利がおびやかされることを防ぐための法律です。



「虐待かな…」と思ったら、虐待防止相談窓口まで通報・相談をお願いします。虐待防止相談窓口では通報した人の情報は慎重に扱い、匿名による通報も受け付けています。早めの対応や支援は虐待を受けた障がいのある人だけでなく、その家族や介護者が抱える問題の解決にもつながります。ご協力をお願いします。

●障害者虐待防止法の対象になる「障がい者」とは？

身体機能に障がいのある人(身体障害者)、知的機能に障がいがあるひと(知的障害者)、精神障害がある人、発達障害がある人、その他心身の機能に障がいがあることによって日常生活や社会生活に制限を受ける人が対象です。障害者手帳を取得していない人も対象に含まれます。

●障害者虐待の起こりうる場面

- 家庭で……<養護者による虐待>
障がいのある人の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族、親族、同居する人による虐待
- 施設で……<障害者福祉施設従事者等による虐待>
障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員による虐待
- 職場で……<使用者による虐待>
障がいのある人を雇って働かせている事業主などによる虐待

●虐待を早期発見するために

暴力をすることだけが虐待ではありません。ここでは大きく5つの虐待を紹介します。

◎身体的虐待◎

体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また正当な理由なく身動きができない状態にすること。

<例>

- ・平手打ち、殴る、蹴る、つねる
- ・不要な薬を飲ませる
- ・熱いものや辛いものを無理やり食べさせる …など

◎性的虐待◎

無理やり又は同意していると見せかけてわいせつなことをしたり、させたりすること。

<例>

- ・性的行為の強要
- ・ポルノ雑誌や映像を無理やり見せる
- ・裸にする、ポルノに出演させる …など

◎心理的虐待◎

侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で精神的な苦痛を与えること。

<例>

- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ・侮辱する言葉を浴びせる
- ・子ども扱いする
- ・わざと仲間に入れない …など

◎放棄・放任(ネグレクト)◎

食事や入浴、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障がいのある人の心身を衰弱させること。

<例>

- ・十分な食事を与えない
- ・学校へ行かせない
- ・必要な医療や福祉のサービスを受けさせない …など

◎経済的虐待◎

本人の同意なしに障がいのある人の財産や年金、賃金などを使うこと。障がいのある人に理由なく金銭を与えないこと。

<例>

- ・給料を規定通り支払わない
- ・預貯金や財産を勝手に使う
- ・日常生活に必要な金銭を与えない …など

●「虐待された人」と「虐待してしまった人」の両方を救うために

虐待はあってはならないもの」と否定するばかりではなく、「虐待が起こらないためにはどうすればいいのか」を考えることが大切です。様々な要因から虐待をしてしまった人に対しても支援を行います。

三島市障がい者虐待防止相談窓口

住所 〒411-8666 三島市北田町4番47号

電話 055-983-2691 (休日・夜間 055-975-3111)

FAX 055-976-5555

